

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	知的障害者福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 障害福祉サービスを必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、障害福祉サービスを提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託する
③システムの名称	①福祉総合システム ②住民情報システム ③情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表51項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報連携（照会）番号法第19条第8号別表51項 情報連携（提供）番号法第19条第8号別表51項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所 福祉部 障がい福祉課 障がい者医療・給付係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-7036 FAX 0172-32-1166
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを防止する対策として、事務処理手順を事務取扱担当者間で共有するとともに、間違っていないか複数人での確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリー等の電子記録媒体は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。なお、USBメモリーは業務端末上の使用を制限されている。また、事務取扱担当者に対しては、情報セキュリティ研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表二 53の項	情報連携(照会)番号法第19条第7号別表第二53項情報連携(提供)番号法第19条第7号別表第二53項	事後	
平成28年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	
平成28年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	
平成30年5月1日	I-5②所属長	福祉政策課長 赤石 仁	福祉政策課長 今 敏行	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I-5①部署	健康福祉部福祉政策課	福祉部障がい福祉課	事後	
平成31年4月1日	I-5②所属長の役職名	福祉政策課長 今 敏行	課長(様式変更に伴う訂正)	事後	
平成31年4月1日	I-7請求先	弘前市役所 経営戦略部 法務契約課 文書・法規担当 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1137FAX 0172-35-7956	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1137FAX 0172-35-7956	事後	
平成31年4月1日	I-8連絡先	弘前市役所 健康福祉部 福祉政策課 障がい福祉係 〒036-8551 弘前市大字上白銀1番地1 TEL 0172-40-7036FAX 0172-32-1166	弘前市役所 福祉部 障がい福祉課 障がい者医療・給付係 〒036-8551 弘前市大字上白銀1番地1 TEL 0172-40-7036FAX 0172-32-1166	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	様式変更に伴う追記	事後	
令和3年2月19日	I-1②事務の概要	知的障害者福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	知的障害者福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 障害福祉サービスを必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、障害福祉サービスを提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託する	事後	
令和3年2月19日	I-1③システムの名称	福祉総合システム	①福祉総合システム ②住民情報システム ③情報提供ネットワークシステム	事後	
令和3年2月19日	I-2特定個人情報ファイル名	障がい者情報ファイル	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報	事後	
令和3年2月19日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月19日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月19日	Ⅳ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和3年10月29日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年10月29日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年10月29日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	情報連携(照会)番号法第19条第7号別表第二108、109、110項 情報連携(提供)番号法第19条第7号別表第二16、56の2、57項	情報連携(照会)番号法第19条第8号別表第二108、109、110項 情報連携(提供)番号法第19条第8号別表第二16、56の2、57項	事後	
令和4年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年10月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年10月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の34の項	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の51の項	事後	
令和6年11月26日	I-4②法令上の根拠	情報連携(照会)番号法第19条第8号別表第二53項 情報連携(提供)番号法第19条第8号別表第二	情報連携(照会)番号法第19条第8号別表第二75項 情報連携(提供)番号法第19条第8号別表第二	事後	
令和6年11月26日	II-1いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月26日	II-2特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事後	
令和6年11月26日	II-2いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月26日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	IV-8判断の根拠	—	人為的ミスを防止する対策として、事務処理手順を事務取扱担当者間で共有するとともに、間違っていないか複数人での確認を行っている。(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	IV-11当該対策は十分か	—	十分である(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	IV-11判断の根拠	—	特定個人情報を含む書類やUSBメモリー等の電子記録媒体は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。なお、USBメモリーは業務端末上の使用を制限されている。また、事務取扱担当者に対しては、情報セキュリティ研修を実施している。(様式変更に伴い追記)	事後	